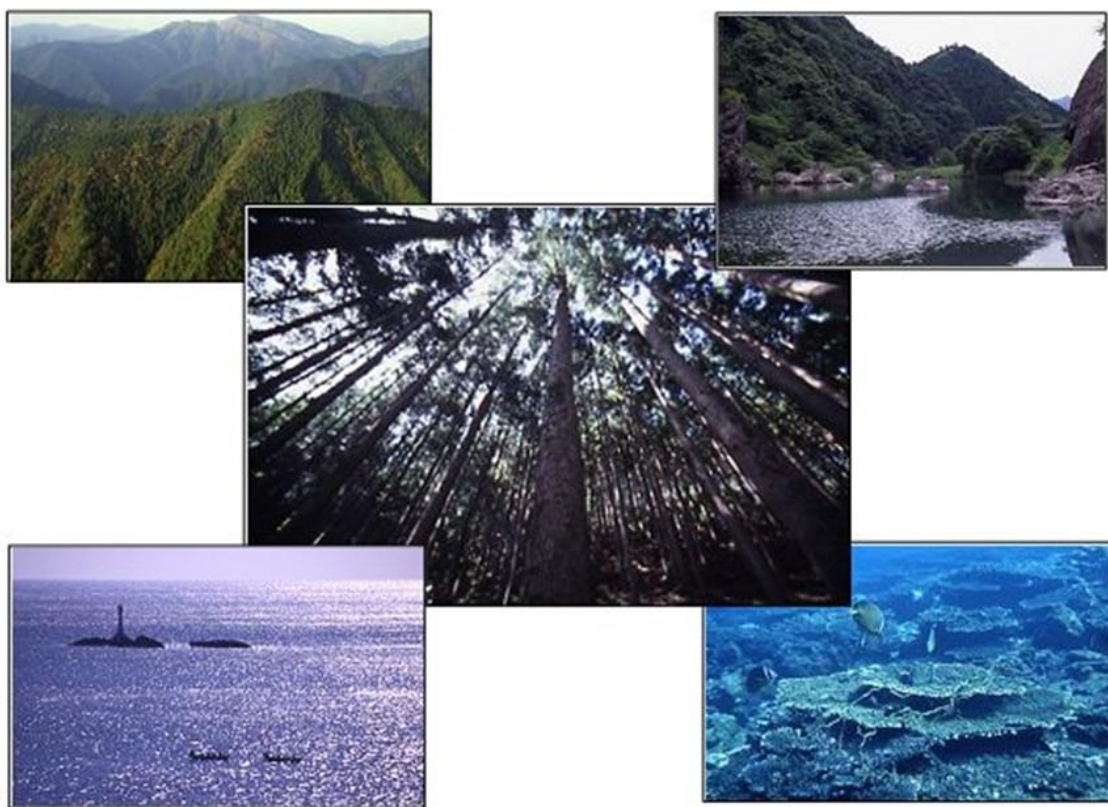


不動産公売広報

～和歌山地方税回収機構の
公売会に参加してみませんか～



期 日 : 令和8年11月17日(火)
場 所 : 和歌山県自治会館3階306会議室

目 次

1. 公 売 の 概 要	1
2. 公 売 財 産 一 覧	7
3. 公 売 の 一 連 の 手 順	8
4. 公 売 参 加 の 手 引	10
5. 記 載 例	18
6. 公 売 財 産 の 明 細	30
機 構 8-2	31
7. 公 売 会 場 の 御 案 内	37

1. 公 売 の 概 要

① 公売期日及び会場

公 売 期 日 及 び 会 場	公 売 財 産 の 売 却 区 分 番 号
令和8年11月17日（火） 和歌山県自治会館 3階 306会議室 （和歌山市茶屋ノ丁2番1）	機 構 8-2

② 公 売 財 産

「2. 公売財産一覧」及び「6. 公売財産の明細」を御覧ください。
なお、今回の公売は、以下の機関が実施します。

○和歌山地方税回収機構

③ 公 売 方 法

入 札

④ 入 札 時 間

公売期日の14時10分～14時20分

注）13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行います。
説明を聞いた上で入札してください。

⑤ 公売保証金納付期限

公売期日の13時30分～14時00分

⑥ 開札時刻

公売期日の14時20分

⑦ 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
機 構 8-2	令和8年12月8日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構 徴収課	令和8年12月8日(火) 14時00分

売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されることがあります。

⑧ 入札時の携行品等

◆公 売 保 証 金

公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（ただし、振出日から起算して7日を経過していないもの）でご用意ください。

◆印 章

入札者が個人の場合は個人の印章

入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印

代理人が入札する場合は代理人の印章

◆収 入 印 紙 （200 円）

公売保証金の返還に当たり、公売保証金の金額が5万円以上で、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者（営業に関しない場合は除く。）の場合に必要です。

◆本 人 確 認 証 等

入札にお越しになる方（代理人の場合は代理人）の運転免許証等の顔写真付き証明書

法人の場合は商業登記簿謄本も併せてお持ちください。

確認のために証明書等を呈示又は提出いただくことがあります。

◆委 任 状

代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページからダウンロードできます。

◆買 受 適 格 証 明 書

公売財産が農地の場合に必要です。

◆共同入札代表者の届出書

共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに必要です。）

届出書は、当機構ホームページからダウンロードできます。

また、共同入札代表者以外の方が入札する場合は、共同入札代表者の委任状も併せて必要となります。

◆陳述書

入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する書類の提出が必要です。

また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札される場合は、入札を指示した者も、暴力団員等でないことを併せて陳述する必要があります。

入札参加者等が個人か法人によって陳述書の様式が異なります（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとにご用意ください。）。

法人の場合は、商業登記簿謄本の提出も必要です。

陳述書は、当機構ホームページからダウンロードできます。

◆資格証（写し）

宅地建物取引業者又は債権回収業の営業許可を受けている方は、その免許証又は許可証の写し（有効期限内のもの）を陳述書と併せて提出してください。

◎ 注 意 事 項

※ 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等をご確認の上、入札してください。

なお、執行機関は、公売財産の引渡義務を負いません。（占有者又は使用者等に対して明渡しを求める場合等は、買受人が行うことになります。）

また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

※ 「公売公告」及び「公売広報」に掲載されている公売財産については、滞納租税等の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前にご確認ください。

※ 公売財産に係る滞納租税等の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。

※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

※ 公売参加資格・入札方法については、「4. 公売参加の手引」及び「5. 記載例」をご覧ください。

※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認の上、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、次頁記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

 お問い合わせ先

公売への参加方法・手続について		和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3630（直通） ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
公売財産の詳細、落札後の手続について	機 構 8-2	和歌山地方税回収機構 徴収課 電話 073-422-3630（直通）

2. 公 売 財 産 一 覧

売却区分 番号	見積価額(円)	公売財産
	公売保証金(円)	所在地等
機 構 8-2	2,000,000円	【土 地】 所 在 有田郡有田川町大字出字上ゲ土 地 番 1 1 2 番 2 地 目 畑 地 積 1358 m²
	200,000円	※以上 登記簿による表示

3. 公売の一連の手順

「4. 公売参加の手引」も必ず御覧ください。

(1) 受付（13：00～）

- ①公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
- ②受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③次の手続までに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。

(2) 説明開始（13：10～）

(3) 公売保証金の受付（13：30～14：00）

- ①受付番号票、公売保証金明細書、陳述書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印章を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日御案内します。）。
- ②代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」をご用意ください。
- ③陳述書（別紙を含む。）提出後の訂正はできません。
- ④公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）、「入札書」（共同入札の場合は、入札書と共同入札書）及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

(4) 入札（14：10～14：20）

- ①「6. 公売財産の明細」を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認した上で、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ②入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「¥」マークを付けます。
- ③「入札書」（共同の場合は入札書と共同入札書）を入札用封筒に入れ、のり付けをします。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

(5)開札（14：20～）

- ①係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ②入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

(6)公売保証金の返還

- ①最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書を御用意ください。
- ②領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200 円)の貼付が必要です。

(7)最高価申込者と次順位買受申込者への説明

今後の売却手続について、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

4. 公 売 参 加 の 手 引

●公売参加資格	① 原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、市町村長又は当機構管理者から公売会場への入場、入札等を制限されている者、当該税の滞納者（国税徴収法第92条、第108条該当者）、暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）は、公売に参加できません。 ② 代理人が入札する場合は、本人の委任状（「5. 記載例」参照）が必要です。 また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（「5. 記載例」参照）を提出してください。 ③ 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。
●陳 述 書	① 令和3年1月1日施行の国税徴収法では、不動産公売における暴力団員等の買受を防止するため、見直しが行われました（第99条の2）。 これにより、入札に参加される方は、暴力団員等でないことを陳述する必要があります。 また、他者から資金の提供を受けるなどしてその指示のもと入札をされる場合は、入札を指示した者も暴力団員等でないことを併せて陳述する必要があります。 ② 入札参加者等が個人か法人によって陳述書の様式が異なります（「5. 記載例」参照）。入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに用意してください。 法人の場合は、役員全員に関する事項を記載した書面（「5. 記載例」参照）と併せて商業登記簿謄本の提出が必要です。 ③ 提出後の陳述書の訂正はできません。記載に不備がある場合は、入札等が無効となります。

●公 売 保 証 金

① 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

なお、公売保証金の金額については、「2. 公売財産一覧」及び「6. 公売財産の明細」の公売保証金の欄を御覧ください。

② 公売保証金は、現金又は小切手で、公売当日に会場で納付してください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手を御用意ください。(複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。)

●入 札	① 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付けしてください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。 なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。 ② 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 ③ 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 ④ 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。
●開 札	入札書は、入札者の面前で開札します。

●最高価申込者の決定	① 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 ② 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行い最高価申込者を決定します。 - 追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。 - 追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。くじを引かない者がいるときは、公売事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。 - 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札額に満たなかった場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります（国税徴収法第108条参照）。
●次順位買受申込者の決定	① 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。 ② 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り、）で入札した者から次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。くじを引かない者がいるときは、公売事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。 ③ 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合（「買受申込みの取消し」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。

●再 度 入 札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
●買 受 申 込 み の 取 消 し	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の実行の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の実行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
●売 却 決 定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格をもって売却決定を行います。 なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項③参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。 ただし、売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

●売却決定の 取消し等	① 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為等があった場合（国税徴収法第108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 ② 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 ③ 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。
------------------------	---

●公売保証金の 返還と市町村 への帰属	① 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書（売却区分番号ごと）に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。 ② 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 ③ 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 ④ 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。 また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市町村に帰属します。 ⑤ 最高価申込者等が暴力団員等に該当すると認められ、その決定を取り消した場合、その者の納付した公売保証金は返還します。
●権利移転の 時期等	① 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会若しくは知事の許可又は農業委員会の届出の受理が必要です。 ② 公売財産に係る危険負担は、①の時点をもって買受人に移転します。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。 ③ 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。

●権利移転手続	公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・市町村が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。 (A) 売却決定通知書 (B) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証 (C) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書 (D) 登録免許税相当額の領収証書 (E) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料 (F) (公売財産が農地の場合) 農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」 (G) 電子申請対象登記所（オンライン指定庁）管内の 物件については登記識別情報の通知に関する確認書
----------------	--

5. 記 載 例

- (1)本人が入札する場合
- (2)代理人が入札する場合
- (3)共同入札代表者が入札する場合
 - (A)入札書
 - (B)共同入札書
 - (C)共同入札代表者の届出書
- (4)委 任 状
- (5)陳述書
 - (ア)入札者が個人の場合
 - (イ)入札者が法人の場合
 - (イ-1)陳述書（法人用）別紙
- (6)陳述書別紙（資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合）
 - (ウ)入札を指示した者が個人の場合
 - (エ)入札を指示した者が法人の場合
 - (エ-1)入札を指示した者が法人の場合（別紙）

(注) ○記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のない
ように記載してください。
○記載事項は、文中_____線部分の各項目を記入してください。

(1) 本人が入札する場合

入 札 書

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

令和〇〇年××月△△日

入札者	住所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△××号
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名(名称)	若山 健太郎
代理人	住所	
	フリガナ	
	氏名	

アラビア数字で
はっきりと記載し、頭に
「金」又は「¥」マークを
付ける。

住民票の住所を記載してくだ
さい。
本人の氏名を記載してくださ
い。
氏名にはフリガナを付けてくだ
さい。

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字跡は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥ 3	4	0	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号 宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 住所、氏名、入札金額、入札金額の前の「金」又は「¥」マーク、入札書に記入すべき事項が、記入されていないものは無効となります。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記入する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記入してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

(2) 代理人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名には
フリガナを付けてください。

入 札 書

令和〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

アラビア数字で
はっきりと記載し、頭に
「金」又は「¥」マーク
を付ける。

入 札 者	住 所 (所在地)	和歌山市〇 通1丁目△△番××号
	フ リ ガ ナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏 名 (名称)	若 山 健 太 郎
代 理 人	住 所	和歌山市〇〇通5丁目××番△△号
	フ リ ガ ナ	キシウ ハナコ
	氏 名	紀 州 花 子

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字書は判別し、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥ 3	4	0	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号 宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 住所、氏名、入札金額、入札金額の前の「金」又は「¥」マーク、入札書に記入すべき事項が、記入されていないものは無効となります。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記入する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記入してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

(3) 共同入札代表者が入札する場合 (A)「入札書」

入 札 書

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

この入札書 及び「共同入札書(入札書別紙)」を一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏名にはフリガナを付けてください。×月△△日

アラビア数字で
はっきりと記載し、頭に
「金」又は「¥」マーク
を付ける。

入 札 者	住所(所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△××号
	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名(名称)	若 山 健 太 郎
代 理 人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 手帳は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号		入 札 価 額								
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥ 3	4	0	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号 宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 住所、氏名、入札金額、入札金額の前の「金」又は「¥」マーク、入札書に記入すべき事項が、記入されていないものは無効となります。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記入する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記入してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申込みをします。

住所(居所)・所在地
氏名・名称

(B)共同入札書（入札書別紙）

実際の用紙はA4サイズです

入札書と一緒に入札用封筒に入れてください。

共同入札書

公 売 公 告 第 ○ ○ 号

売 却 区 分 第 ○ 号

備考欄に共同入札代表者の氏名及び電話番号をご記入ください。

住 所	氏 名	持 分	備 考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	若山 健太郎
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	073-123-4567

(注) 備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書（入札書別紙）は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

(C)共同入札代表者の届出書

実際の用紙はA4サイズです

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

この書類は、公売当日、入札前に提出いただきます。
この用紙が必要な方は、前もって和歌山地方税回収機構へお問い合わせください。

共同入札代表者の届出

令和〇〇年××月△△日公売実施の売却区分第 ○〇 号物件の入札に当たり
(住所) 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号 (氏名) 若山 健太郎 を共同入札代表者に
定めましたのでお届けします。

令和〇〇年××月△△日

共同入札者

住 所	氏 名	持 分	電 話 番 号	備 考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	073-765-4321	

注) 1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

※ 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

※ 共同入札代表者以外の方が入札する場合は、共同入札代表者の委任状が必要です。

(4) 委任状

委 任 状 (文例)

令和 年 月 日

和歌山地方税回収機構管理者 様
(〇〇〇市長)

住民票の住所・氏名又は登記簿上の所在地・
名称を記入してください。
法人の場合は、社印及び代表者印を押印し
てください。

(委任者) 住 所 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号
氏 名 若 山 健太郎
電 話 073 (×××) 1234

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 和歌山市〇〇町△△△番地の×
氏 名 紀 州 花 子
電 話 073 (×××) 0234

委任事項

令和××年△△月〇〇日実施の公売に関する

- 1 公売の手続に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限

※ (この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームページで御用意しております。)

(5) 陳述書

(ア) 入札者が個人の場合

入札者が個人の場合									
陳 述 書 (個人用)									
和歌山地方税回収機構 管理者 殿 (〇〇市長)									
※内容を確認し、口にチェックを入れてください。									
☒ 私は、暴力団員等ではありません。 暴力団員等ではないことの陳述									
※「暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。									
☒ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 「資金を提供するなどして入札を指示した者がいない」又は「資金を提供するなどして入札を指示した者が暴力団員等ではない」ことの陳述									
※該当する場合は、 ☐									
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 「資金を提供するなどして入札を指示した者」がいない場合はチェック不要									
区分番号	機構 〇-〇 号	陳述書作成日	令和 〇 年 〇 月 〇 日						
入札者 (買受申込者)	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号 電話番号 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇							
	(フリガナ)	ワカヤマ ケンタロウ							
	氏名	若山 健太郎							
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇 年 〇 月 〇 日	性別	☒ 男性 ☐ 女性				

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

(イ) 入札者が法人の場合

		入札者が法人の場合	
陳 述 書 (法人用)			
和歌山地方税回収機構 管理者 殿 (〇〇市長)		陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。	
※内容を精査し、口チェックを入れてください。			
☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第5号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 法人の役員が暴力団員等ではないことの陳述			
☒ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ※該当する場合は、口チェック 「資金を提供するなどして入札を指示した者がいない」又は「資金を提供するなどして入札を指示した者が暴力団員等ではない」ことの陳述			
☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 「資金を提供するなどして入札を指示した者」がいない場合はチェック不要			
区分番号	機構 〇〇 号	陳述書作成日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号 1 ペー	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ ワカヤマショウジ	
	法人名称	株式会社 若山商事	
	代表者氏名	代表取締役 若山 健太郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	
【注意事項】 - 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。 陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。 - 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。 - 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。 - 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。 - 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。 - 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。 - 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))がいない場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。			

(イ-1) 陳述書(法人用) 別紙

【陳述書(法人用)別紙】

入札者が法人の場合

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する口にチェックを入れてください。

法人の役員を証する書面(商業登記簿謄本)を併せて提出してください。

1	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	代表取締役
	(フリガナ)	ワカヤマ タロウ			
	氏名	若山 太郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇年 〇月 〇日		
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	取締役
	(フリガナ)	ワカヤマ タロウ			
	氏名	若山 次郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇年 〇月 〇日		
3	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	会計参与
	(フリガナ)	ワカヤマ サブロー			
	氏名	若山 三郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇年 〇月 〇日		
4	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号		役職	監査役
	(フリガナ)	ワカヤマ シロウ			
	氏名	若山 四郎			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇年 〇月 〇日		
法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役員 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずる者 なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。					

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(6) 陳述書別紙 (資金を提供するなどして入札を指示した者がいる場合)

(ウ) 入札を指示した者が個人の場合

【陳述書別紙】		入札を指示した者が個人の場合	
自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項			
※該当する口にチェックを入れてください。			
☒ 個人	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号	
	(フリガナ)	ワカヤマ ハナコ	
	氏 名	若山 花子	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	☐ 年 ☐ 月 ☐ 日
☐		「資金を提供するなどして、入札を指示した者」が個人の場合、チェックを入れてください。	
☐		個人の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。	
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり	
【注意事項】 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。 3 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。			

(エ) 入札を指示した者が法人の場合

【陳述書別紙】		入札を指示した者が法人の場合	
自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項			
※該当する□にチェックを入れてください。			
☐ 個人	住所	〒 -	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日	
☒ 法人	法人所在地	〒 ○○○-○○○	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ ワカヤマコウギョウ	
	法人名称	株式会社 若山工業	
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり	

別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」を作成し、「法人の役員を証する書面(商業登記簿謄本)」と併せて提出してください。

「資金を提供するなどして、入札を指示した者」が法人の場合、チェックを入れてください。

法人の所在地・名称(フリガナ)については、それらを証明する文書(商業登記簿等)のとおり記載してください。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(エ-1) 入札を指示した者が法人の場合 (別紙)

(別紙)

入札を指示した者が法人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

法人の役員を証する書面(商業登記簿謄本)を併せて提出してください。

1	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号			
	(フリガナ)	ワカヤマ ハナコ			
	氏名	若山 花子		役職	代表取締役
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇年 〇月 〇日	性別	☐ 男性 ☒ 女性
2	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山市〇〇通1丁目△△××号			
	(フリガナ)	ワカヤマ ヒロユキ			
	氏名	若山 一郎		役職	監査役
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和	〇年 〇月 〇日	性別	☒ 男性 ☐ 女性
3	住所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏名			役職	
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏名			役職	
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住所	〒 -			
	(フリガナ)				
	氏名			役職	
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

個人の住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別については、それらを証明する文書(住民票等)のとおり記載してください。

法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。
【陳述書に記載すべき役員の範囲の例】
株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役員
合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員
その他の法人 : 上記役員等に準ずる者

なお、役員が法人の場合は、当該法人の役員についても陳述する必要があります。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、鉛筆や消せるボールペンは使用せず、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

6. 公 売 財 産 の 明 細

- (注) ○「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のもので、
現況が変動している場合があります。
- 「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず
現地確認を行ってください。

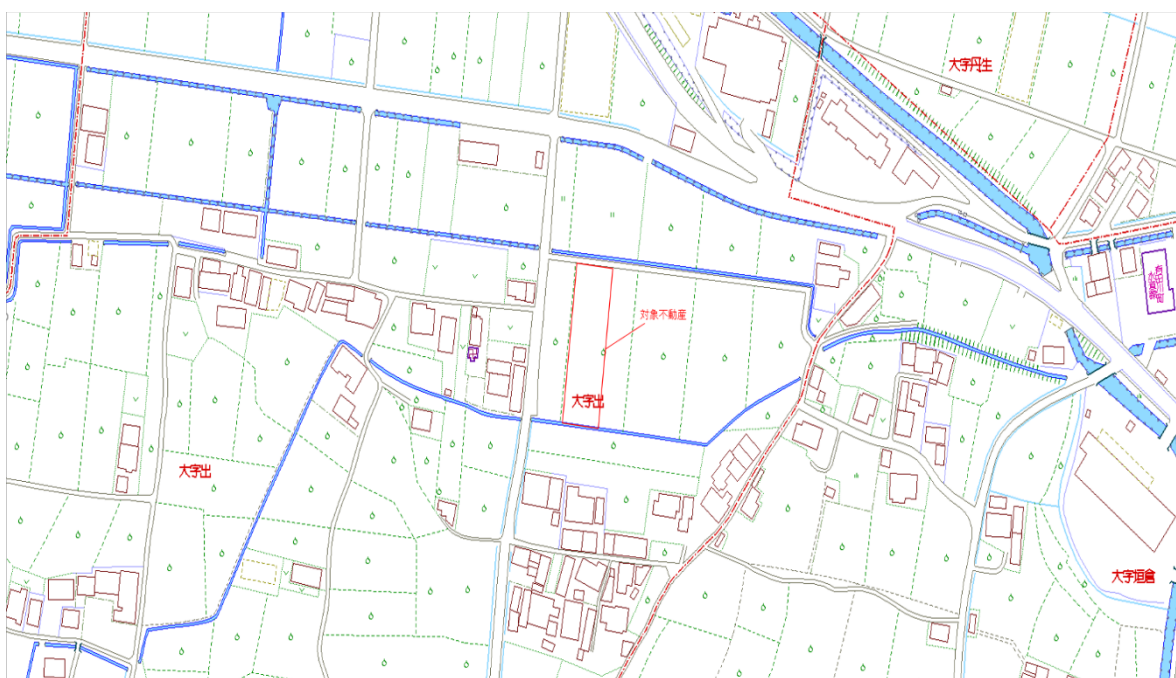
公売財産明細書

売却区分 番 号	機構 8 - 2	見 積 価 額	2, 0 0 0, 0 0 0 円
		公売保証金	2 0 0, 0 0 0 円
公 売 財 産 の 表 示	(不動産の表示) 所在 有田郡有田川町大字出字上ゲ土 地番 1 1 2 番 2 地目 畑 地積 1,358 m² 以上、登記簿の表示による。		
	【土地の概況等】 ●位置・交通・公共施設等への距離 対象不動産はＪＲ紀勢本線「藤並」駅の北東方、約３．１km（直線距離）に位置し、町役場へ約１．６km（直線距離）、最寄り集落へ約３００mに位置する。 ●街路条件 北側幅員約３メートルの町道（当該町道は建築基準法上の道路ではない法外道路である）に接面している。 ●環境条件 近隣地域はＪＲ紀勢本線「藤並」駅の北東、約３km（直線距離）に位置し、区画整然としてみかん畑が広がる中に一般住宅が散在する農地地域である。 ●行政的條件（主な公法上の規制） 非線引都市計画区域（建蔽率：７０％、容積率：２００％） 特別用途制限地域 ●画地条件 標準的使用：みかん畑 標準区画：間口約２５m、奥行約４０m、規模１，０００m²程度の長方形画地 ●その他 ・地下埋設物の有無 外観からは特別な地下埋設物は確認されない。		

その他
公
売
条
件

- 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。
- なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。
- 図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- 和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。
- 公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
- 買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- 公売財産内には動産（残置物）がありますが、それらの撤去については買受人自身でそれら動産の所有者と協議をしたうえで行い、また、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。
- 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。
- 本件は共同名義にできないため、共同入札はできません。
- 和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。
- また、権利移転（不動産の取得）に当たっては、不動産登記をされた名義人（所有者）の方に、県税である不動産取得税が課税されます。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- 税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。
- 公売財産は農地であるため、入札に参加するためには買受適格証明書の提出が必要です。
- 公売期日までに買受適格証明書の交付を受けるためには、令和8年9月18日までに有田川町農業委員会へ申請する必要があります（申込日程については、有田川町農業委員会〈0737-22-4504〉へご確認ください）。
- 権利移転の時期は、農業委員会又は知事の、許可又は届出の受理があった時となります。

所 在 図



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：機構 8－2



売却区分番号：機構 8－2

現 況 写 真

(令和 8 年 6 月時点)



【対象物件を南側より撮影】



【対象物件の南側の水路】

(注) 赤線はおおよその境界線を示しているのので、公簿等により必ず現地調査を行ってください

売却区分番号：機構 8－2

現 況 写 真

(令和 8 年 6 月時点)



【対象物件を北側より撮影】

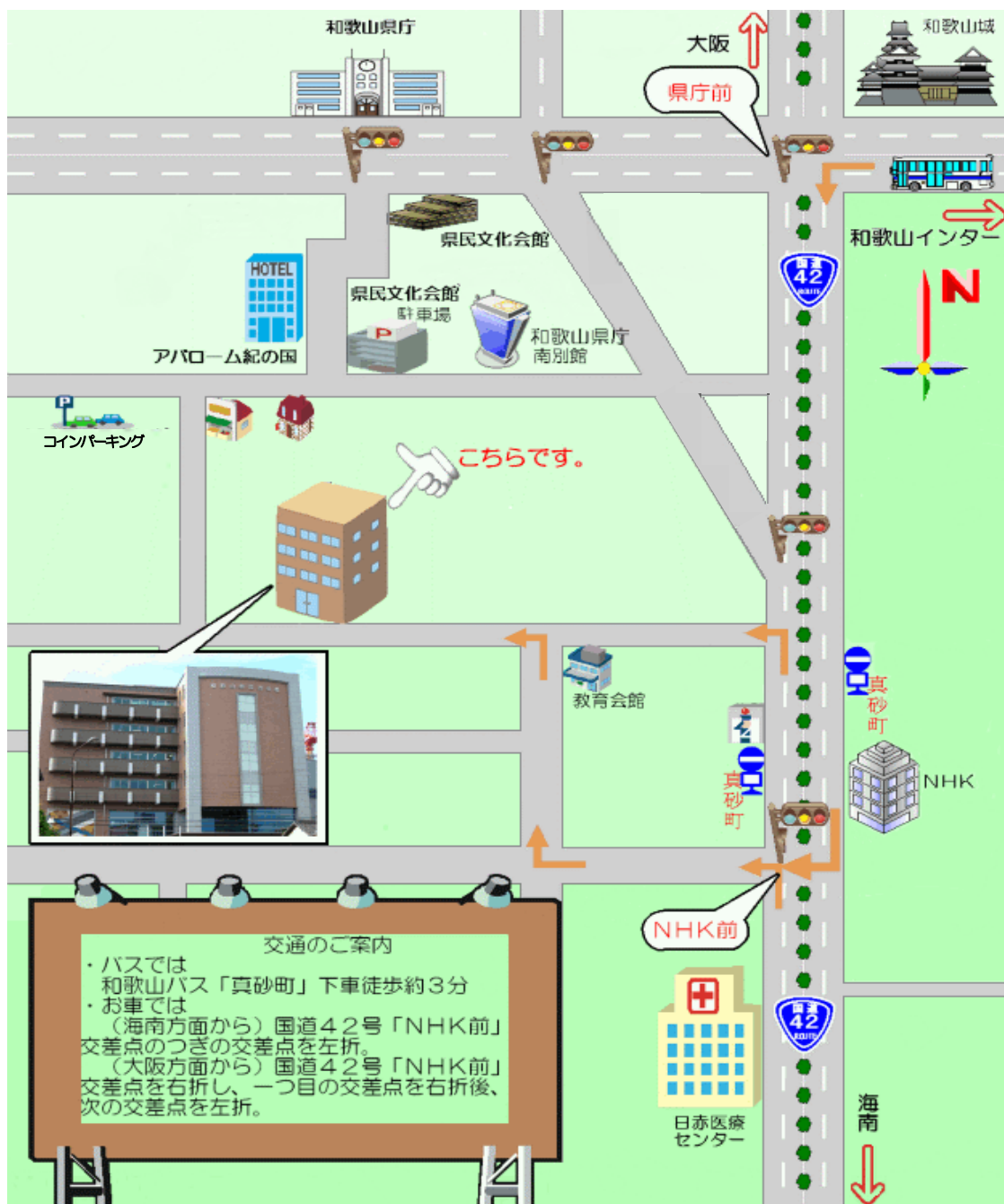


【対象物件の北側の水路】

(注) 赤線はおおよその境界線を示しているのので、公簿等により必ず現地調査を行ってください

7. 公売会場の御案内

会場	和歌山県自治会館 3階306会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1
----	--



◎会場に関するお問い合わせ先

和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3630